

チョンブリー・ラヨン日本人会規定

第1章

一般事項

第1条 本会は、チョンブリー・ラヨン日本人会と称する。
英語名を Chonburi Rayong Japanese Association とし、略称を CRJA とする。

第2条 本会の標章は以下のとおりとする。



第3条 本会の事務所は No. 39/13 Eastern Tower Condominium 39 Jermjompol Road, Sriracha District, Chonburi Province 20110¹に所在する。
住所の英語表記は No. 39/13 Eastern Tower Condominium 39 Jermjompol Road, Sriracha District, Chonburi Province 20110 である。

第4条 本会の目的

- 4.1 会員間の会合の調整、及び会員相互の関係を繋ぎ、より深めること
- 4.2 国内の伝統、文化、経営、経営管理等に関する知識、経験及び意見の交換を促進すること
- 4.3 タイ国と日本の友好関係を促進する活動の場とすること
- 4.4 知識及び文化の交流活動を促進する場とすること
- 4.5 政治、宗教に関与するいかなる活動も許可しないこと
- 4.6 本会は、本会内にスヌーカー、ビリヤードもしくはその他の娯楽用の設備を設置しないこと
- 4.7 本会は、本会の内外を問わず、いかなる賭博も行わないこと

第2章

会員

¹ タイ語原本では住所はタイ語表記。

- 第5条 本会の会員
- 5.1 本会の通常会員には、次の2種類がある。
- 5.1.1 法人会員とは、チョンブリ県、ラヨン県または日本人が在留する近隣県における企業
- 5.1.2 個人会員とは、チョンブリ県、ラヨン県または近隣県に居住する日本国籍者もしくはタイ国籍者
- 第6条 会員は、以下の資格を満たすこと。
- 6.1 個人の場合、成人であること。法人の場合、タイの法律に基づき適法に登録されていること
- 6.2 品行方正であること
- 6.3 社会的に拒絶される病気を患っていないこと
- 6.4 確定判決で、破産、行為無能力、制限行為能力の宣告、または禁錮刑の宣告を受けていないこと。ただし、軽犯罪または過失による場合を除く。また、前述の確定判決は、本会入会時または本会会員である期間の判決でなければならない。
- 第7条 会費
- 7.1 通常法人会員年会費 年2口以上(1口5,000バーツ)
- 7.2 通常個人会員年会費 500バーツ/年
- 第8条 本会への入会は、本会の会員最低1名の認証を受けた入会希望者が本会の様式に基づく入会申込書を事務局長に提出し、事務局長は本会のその他の会員が入会に反対できるよう、入会希望者の名前を本会の事務所に15日間以上掲示する。掲示期間終了後、事務局長は入会を認めるか否か承認審議するため、入会申込書及び入会反対書(もしあれば)を委員会会議に提案する。委員会が入会を審議した後、事務局長は結果について速やかに入会希望者に通知する。
- 第9条 委員会が入会希望者の入会を審議の上、承認した場合、当該入会希望者は事務局長から通知を受けた日から30日以内に年会費を支払うものとする。入会希望者の会員資格は年会費の支払いを完了した日から起算する。ただし、入会希望者が期間内に年会費を支払わなかった場合、その申込みは取り消しとする。
- 法人会員は、法人の代表者1名及び連絡窓口となる者1名の氏名を通知、または登録すること(代表者が兼務しても良い)。
- 第10条 会員の会員資格は、以下の場合に喪失する。
- 10.1 死亡または法人格が消滅した場合

- 10.2 退会。この場合、委員会に対して書面を提出し、委員会が審議、承認し、更に当該会員が本会に対する債務の支払いを完了している必要がある。
- 10.3 会員の資格を欠いた場合
- 10.4 その会員が本会に不名誉をもたらす行為を行ったため、本会の総会または委員会が除名を審議の上、決議した場合

第11条

会員の権利及び義務

- 11.1 本会の場所を平等に使用する権利を有する
- 11.2 本会の運営に関する意見を委員会に対し提案する権利を有する
- 11.3 本会が設ける福利厚生を受ける権利を有する
- 11.4 本会の総会に出席する権利を有する
- 11.5 通常会員は本会の委員を選出する権利または委員として選出または任命される権利を有する。また、総会において1人1票にて各種議決の投票をする権利を有する。
- 11.6 委員会に対し、調査のために本会の書類及び資産帳簿を要求する権利を有する
- 11.7 全通常会員の少なくとも3分の1の連名によって、委員会に対して臨時総会の開催を要求する権利を有する
- 11.8 本会の規則及び規定を厳格に遵守する義務を負う
- 11.9 本会の会員としてふさわしい行動をとる義務を負う
- 11.10 本会の各種運営に協力及び援助する義務を負う
- 11.11 本会が主催する活動に参加する義務を負う
- 11.12 本会が広く知られるよう協力する義務を負う

第3章

本会の運営

第12条

3名以上、8名以下で構成される本会の運営委員会を設置する。この委員会は、本会の総会で選任された通常会員で構成されなければならない。総会で選任を受けた者が会長1名及び副会長**2名**を互選する。その他の委員の役職については、会長が任命者となる。総会で選任を受けた者は、本会の定めに基づく種々の役職を担う。本会委員の役職は、概略で以下の役職及び職責を有する。

- 12.1 会長 本会の運営における長の役割であり、外部の者との連絡において本会の代表を務める。本会の委員会議会及び総会において議長の役割を担う。

- 12.2 副会長 本会の運営における会長の補佐役であり、会長が任命する任務を遂行し、会長の不在時もしくは会長が任務を遂行できないときに会長の代理を務める。なお、会長代理を務める順番は副会長職の序列に従うものとする。
- 12.3 事務局長 本会の総務に関わる全ての業務を担い、本会の業務遂行及び会長の命令遂行に際して本会職員の長である。また、本会の諸会議における書記の役割も担う。
- 12.4 経理係 本会の財務に関する全ての業務を担い、本会の会計収支、貸借対照表の作成、及び監査のための本会の証拠書類保管について責任を有する。
- 12.5 受付係 本会の来客対応業務を担い、本会の場所及び諸会議の準備について責任を有する。
- 12.6 登録係 本会の会員登録に関する全ての業務を担い、会員からの本会の運営費用の徴収において経理係と調整する。
- 12.7 広報係 本会の活動及び評判を会員及び一般の人々に広く知れ渡るよう展開する役割を担う。
- 12.8 その他 委員会が、必要に応じて適宜選任し、上述の役職を含め合計数が本規約で定める上限を超えないこと。委員会が役職を定めていない場合、中央委員とする。
- 12.8.1 本会の運営の監査役は、本会の全活動及び会計を評価、監査する役割を担う。
- 12.8.2 商工部は、事業経営の援助活動を実施する役割を担う。労務交流、アンケートによる労働条件における調査、工場見学の実施等。
- 12.8.3 安全部は、安全促進活動を行う役割を担う。安全教育の実施、安全情報の発信、異業種交流会の実施等。
- 12.8.4 イベント部は、各種活動、チャリティーゴルフ、七夕祭り、親睦会、地域交流会、シラチャ日本祭り等を実施する役割を担う。
- 12.8.5 総務部は、総務業務を行う役割を担う。年次総会、月次会議の開催、ホームページ管理、個人情報管理、法人会員および個人会員の管理、会員の入退会管理等。
- 12.8.6 地区委員は、担当地区の会員に情報を収集、展開し、地区内の会員間関係の強化活動を行う役割を担う。
- 12.8.7 顧問は、本会の運営に関して会長に助言する役割を担う。

- 第13条 本会の委員の任期は1期**4年**とし、登記されたときから起算し、再任することができる。
委員の任期満了時に新委員の政府機関への登記が完了していない場合、任期を満了した委員は新委員の政府機関への登記が完了するまで在任する。新委員の政府機関への登記が完了したとき、新委員が政府機関に登記された日から7日以内に新旧委員間にて業務の引継ぎを完了させる。
- 第14条 本会の委員会において任期満了前に空席が生じた場合、委員会はその空席となった役職に就くに相応しい通常会員を任命する。任命された委員の任期は退任した委員の任期を超えないものとする。会長席が空席となった場合、委員会の中で会長を互選する。
- 第15条 委員は、任期満了のほか以下の場合に退任する。
- 15.1 死亡
 - 15.2 辞任
 - 15.3 規約および法律の定めに基づく会員資格の喪失
 - 15.4 総会決議に基づく解任
 - 15.5 本会委員の4分の3以上の決議による素行不良な委員の解任
- 第16条 辞任を希望する委員は、辞任届を書面にて委員会に提出し、委員会が辞任を承認した時点で辞任が有効とみなされる。
- 第17条 委員会の権限及び義務
- 17.1 会員が遵守する諸規則を制定する権限を有する。当該諸規則は本規約に相反しないこと。
 - 17.2 本会職員を任命及び除名する権限を有する。
 - 17.3 顧問または小委員を任命する権限を有する。ただし、顧問または小委員は任命した委員会の任期を超えない期間のみ在任することができる。
 - 17.4 定時総会および臨時総会を召集する権限を有する。
 - 17.5 本規約に定められていない役職の委員を任命する権限を有する。
 - 17.6 目的に基づき本会を運営する権限及び規約で定められたその他の権限を有する。
 - 17.7 本会の会計及び資産を含め、運営の全体に責任を負う義務がある。

- 17.8 本会全会員の3分の1の通常会員の連名による要請に基づき臨時総会を開催する義務がある。この場合、要請書を受理した日から30日以内に臨時総会を開催すること。
- 17.9 本会の会計、資産、活動に関する資料を正確に作成し、会員が要求した際に会員が内容を確認できるようにする義務を負う。
- 17.10 証拠として保管するために本会の諸会議の議事録を作成し、会員に知らせるために送付する。
- 17.11 規約の定めに基づくその他の事項についての義務を負う。

第18条 委員会は、本会の運営について協議するため、少なくとも月1回、毎月第2水曜日までに会議を開催すること。

第19条 委員会会議は、全委員の半数以上の委員の出席をもって成立する。規約に別段の定めがない限り、委員会会議の議決は多数決によるが、票数が同数の場合は会議における議長が裁決を下す。

第20条 委員会会議において会長及び副会長が欠席した場合または職務を遂行できない場合、いずれかの委員をその会議における議長とするため、その会議に出席した委員が互選する。

第21条 会長は、本会の運営に関する助言を行う運営委員でない顧問を選出することができる。

第4章

総会

第22条 本会の総会には、次の2種類がある。

22.1 定時総会

22.2 臨時総会

第23条 委員会は定時総会を年2回開催し、うち1回は毎年3月までに開催すること。

第24条 臨時総会は、委員会が開催すべきと判断したとき、または本会全会員の3分の1の通常会員の連名による要請があったときに開催することができる。その要請書には総会の招集目的を記載すること。

本会の委員会が第一段落に基づく臨時総会開催に関する要請書を受理した場合、委員会は当該要請書を受理した日から30日以内に臨時総会を開催すること。

本会の委員会が第二段落に定める期間内に総会を招集しなかった場合、総会の開催を要請した会員または第一段落に定める人数以上のその他の会員は自ら総会を招集することができる。

第25条 総会の開催について通知する場合、事務局長が総会を開催する旨を書面で会員に通知し、日時及び開催場所を明記すること。開催通知は総会日の少なくとも7日前までに会員に送達し、さらに総会日の少なくとも7日前までに本会の事務所に通知を掲示すること。

第26条 年次総会は少なくとも以下の議題について決議すること。

- 26.1 作年度の活動発表
- 26.2 会計収支の発表及びその年の貸借対照表についての会員への報告
- 26.3 任期満了時の新委員会の選任
- 26.4 監査人の選任
- 26.5 会員登録の更新確認
- 26.6 その他の事項(ある場合)

第27条 定時総会または臨時総会は、通常会員の半数以上の出席により成立する。総会の開始時刻に至っても会員が定足数に満たなかったとき、その総会が会員の要請による場合には開催を中止し、本会委員会が招集した総会の場合には最初の総会日から14日以内に再度開催するために招集するものとする。後に開催される総会は定足数が満たされなくても良いものとする。

第28条 総会における決議は規約に別段の定めがない限り多数決とする。ただし、票数が同数の場合は総会における議長が裁決を下す。

第29条 本会の総会において会長及び副会長が欠席した場合又は職務を遂行できない場合、会員は総会に出席しているいずれかの委員をその総会の議長として選任する。

第5章

会計及び資産

- 第30条 委員会は会計及び資産に関する全ての事項について責任を有する。本会の現金が(もしあれば)はチョンブリー県シーラチャー郡に位置する商業銀行の口座に預金しなければならない。
- 第31条 本会の手形もしくは小切手への署名は、本会の印の捺印とともに会長が署名するか、その代理人が会計係と共に署名することにより、効力を有する。
注記 副会長及び会計係の署名により支払いを行うことはできない。
- 第32条 会計係は、会計収支及び貸借対照表を基準に沿って正確に作成すること。金銭の受理、支払いにおいては書面による証拠を添えて本会の印の捺印と共に、会長もしくは代理人及び会計役もしくは代理人が都度、署名すること。
本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。
- 第33条 監査人は本会の委員または職員であってはならず、許認可を受けた公認会計士であること。
- 第34条 監査人は委員会に会計及び資産に関する書類を要求し、本会の会計及び資産について質問するため本会の委員もしくは職員を召喚する権限を有する。
- 第35条 委員会は、要求を受けたとき、監査人に協力すること。

第6章

規約の改定及び本会の解散

- 第36条 本会の規約は総会の決議をもってのみ改定することができる。総会の成立には全ての通常会員の過半数の出席を必要とし、規約の改定における総会の決議は総会に出席した全通常会員の3分の2以上の議決権を必要とする。
- 第37条 法律に定める事由による解散の場合を除き、本会は本会の総会の決議をもって解散する。本会を解散する総会の決議は、総会に出席した全通常会員の4分の3以上の議決権を必要とし、総会の成立は全ての通常会員の半数以上の出席を必要とする。
- 第38条 理由の如何に関わらず本会が解散しなければならないとき、清算完了後に残存する本会の資産は、総会の決定に基づく公益財団に譲渡されるものとする。

第7章

雑則

- 第39条 本会の規約の解釈に疑義がある場合、総会の過半数により決定する。
- 第40条 本会の規約に定めがない事項については民商法典における協会に関する規定を適用する。また、いずれかの条項が民商法典と矛盾した場合は民商法典の規定に従うものとする。
- 第41条 本会は、本会の目的に沿った運営以外に、利益を分配するため、またはいずれかの者のために利益を求める活動を行ってはならない。

第8章

経過規定

- 第42条 本規約は、本会が法人登録された日から施行する。
- 第43条 本会が政府機関に法人登録されたとき、全ての発起人は通常会員とみなされ、委員会の任期は法人登録された日から起算する。

2019年4月改定

チョンブリー・ラヨン日本人会